

4. 容器管理の徹底と放置容器の事故防止

高圧ガス容器が長期にわたり管理されずに放置された容器『放置容器』による事故災害が頻発しています。これらの中には、盗難にあったものが山中に廃棄されたり、出張現場作業終了後に放置されたもの等もあります。近年の高圧ガス事故統計では、盗難事件が急増しており、これらの容器がテロ行為や悪質犯罪に利用されるケースが多く関係行政当局では取締りを強化しております。

一部行政からは『使用済みの高圧ガス容器は、直ちに高圧ガス供給事業者に戻却する事とし、残ガスの有る容器であっても原則として6ヵ月以上継続して同一の消費事業所に留置しない事』との通達も出ております。

高圧ガス容器の早期返却が、容器の紛失や放置容器に起因する事故を防ぎます。

消費事業所様におかれましても、容器の受払管理台帳や容器管理責任者を選任し、高圧ガスを取り扱う従業員への保安教育等を実施して頂き、放置容器に関わる事故が発生しないよう容器管理の徹底をお願い致します。

